

■議案第60号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定について

【要旨】

平成24年8月22日に「子ども・子育て関連3法」が公布された関連3法のひとつである『子ども・子育て支援法』では、子どもの保護者、その他子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないとされており、そのための合議制の機関として、子育てに係る者を委員に選任し、子育て会議(同法第77条第1項)を設置するものです。

協議内容としては、認定こども園、保育所の利用定員や特定地域型保育事業の利用定員を条例で制定する時や、「市町村子ども・子育て支援事業計画」(同法第61条)を策定する時などが対象となります。

【内容】

この会議の委員は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」が子育て家庭の実情を踏まえて策定されることを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから幼児教育、保育、子育て支援のバランスに配慮し、また子どもの保護者や放課後児童クラブ関係者など子育て当事者が参画できる構成としています。委員数は、13人を予定しています。

【今後のスケジュール】

平成25年度は、市町村子ども・子育て支援事業計画策定のための『ニーズ調査』設問、分析の意見、関連3法の内容研修、市町村計画準備への意見など聞き取りを予定しています。平成26年度は、市町村子ども・子育て支援計画への提言や条例改正への意見などを予定しています。

【根拠法令】

■子ども・子育て支援法第61条第7項

(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更)

■子ども・子育て支援法第77条第1項(市町村における合議制の機関)

【参考】子ども・子育て関連3法とは

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法